

## 議案第4号

### 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年12月22日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」に対する意見

議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」については、  
異議ありません。

教文建 第 551号  
平成18年12月11日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

# 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する 条例（案）

平成18年12月議会（定例会）

教育庁 文化施設建設室

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁 文化施設建設室

### 1 件名

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

### 2 制定の経緯及び必要性

- (1) 本県の自然、歴史、文化等に関する資料を展示公開するとともに、適切に保管できるように老朽化、狭隘化した県立博物館を移転整備し、博物館の更なる充実、発展を図るとともに、優れた美術作品の鑑賞や創作活動の支援を通して県民の情操を豊かにし、地域における芸術文化の拠点となる美術館を新設することとなった。
- (2) 博物館と美術館は、一体の施設として建設することとし、より効率的・効果的なサービスの提供を行うため、指定管理者制度の導入を図ることとした。そのため、新たに条例を制定する必要がある。
- (3) また、新たな条例の制定に伴い、沖縄県立教育機関設置条例及び沖縄県立教育機関使用料徴収条例から沖縄県立博物館に関する規定を削る必要がある。

### 3 制定案の概要

- (1) 沖縄県立博物館・美術館の設置について必要な事項を定める。(第1条から第3条まで)
- (2) 博物館・美術館の管理を指定管理者に行わせることを定める。(第4条)
- (3) 指定管理者の業務の範囲、指定の手續等及び管理の基準について定める。(第5条から第10条まで及び第20条)
- (4) 施設等の利用について定める。(第11条から第19条まで)
- (5) 博物館・美術館協議会について定める。(第21条)
- (6) 教育委員会規則へ委任について定める。(第22条)
- (7) 条例の施行は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日からとし、指定管理者の指定等の行為は、条例の施行の前においても行うことができるよう準備行為について規定する。(附則第1項及び第2項)

- (8) 条例の制定に伴い、関係条例の規定を整備することとする。(附則第3項及び第4項)

#### 4 根拠法令

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第3条、第4条及び第18条から第22条まで
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

#### 5 関係各課との調整状況

人事課及び財政課と調整済

#### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表（関係条例の改正に係る分）
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

## 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（以下「博物館・美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置する。

### (位置及び施設)

第2条 博物館・美術館の位置は、那覇市おもろまち3丁目1番1号とする。

2 博物館・美術館は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 博物館施設

(2) 美術館施設

(3) その他施設

### (事業)

第3条 博物館・美術館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 博物館・美術館資料の収集、保管及び展示に関すること。

(2) 博物館・美術館資料の利用に関すること。

(3) 博物館・美術館の施設の利用に関すること。

(4) 博物館・美術館資料の調査研究に関すること。

(5) 博物館・美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。

(6) 博物館・美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。

(7) 他の博物館等との相互協力に関すること。

(8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(博物館・美術館の管理)

第4条 博物館・美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 博物館・美術館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務

(2) 第11条の規定による観覧料の収受に関する業務、第12条の規定による観覧料の減免に関する業務、第13条ただし書の規定による観覧料の返還に関する業務その他の観覧料の収受に関する業務

(3) 第14条の規定による利用の許可に関する業務、第17条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務

(4) 第19条及び同条第3項において準用する第11条第5項から第7項までの規定による利用料金の収受に関する業務、第19条第3項において準用する第12条の規定による利用料金の減免に関する業務、第19条第3項において準用する第13条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(5) 博物館・美術館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の管理運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に博物館・美術館の管理を行うことができると認めるものを候補者とし



て選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、博物館・美術館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

**第8条** 教育委員会は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

**第9条** 博物館・美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

**第10条** 博物館・美術館の開館時間は、午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(観覧料)

第11条 常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に納めなければならない。

2 常設展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第1に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、3,000円を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

5 指定管理者は、第2項から前項までの規定により、観覧料を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。観覧料を変更しようとするときも、同様とする。

6 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

7 観覧料は、指定管理者の収入とする。

(観覧料の減免)

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除するものとする。

(観覧料の返還)

第13条 既に納付した観覧料は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可)

第14条 別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、博物館・美術館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第15条 施設等を引き続いて利用することができる期間は、教育委員会規則で施設等ごとに定める日数以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、当該期間を変更することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第14条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第19条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 第11条第5項から第7項まで、第12条及び第13条の規定は、利用料金について準用する。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(博物館・美術館協議会)

第21条 博物館・美術館に、博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による指定管理者の指定、第11条第5項の規定による観覧料の承認及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第6条から第8条まで、第11条第2項から第6項まで並びに第19条第2項並びに同条第3項において準用する第11条第5項及び第6項の規定の例により行うことができる。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

3 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、図書館法」を「及び図書館法」に改め、「及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を削り、「必要な事項」を「、必要な事項」に改める。

第5条及び第6条を削り、第6条の2を第5条とし、第7条を第6条とし、第7条の

2を第7条とする。

第8条中「、第5条及び第6条の2。」を「及び第5条」に改める。

(沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部改正)

4 沖縄県立教育機関使用料徴収条例(昭和47年沖縄県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別表第1(第11条関係)

区 分		基準額(1人につき)	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	400円	320円
	大学生及び高校生	250円	200円
	中学生及び小学生	150円(県外の中学生及び小学生に限る。)	120円(県外の中学生及び小学生に限る。)
美術館施設	一般	300円	240円
	大学生及び高校生	200円	160円
	中学生及び小学生	100円(県外の中学生及び小学生に限る。)	80円(県外の中学生及び小学生に限る。)

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

別表第2（第11条関係）

区 分		基準額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	4,200円	2,600円	1,600円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,150円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	3,900円	2,600円	1,300円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,000円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

別表第3（第14条、第19条関係）

## 1 施設利用料金

### (1) 博物館施設利用料金

区 分		基準額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,100円
	入場料を徴収する場合	87,300円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,100円
	入場料を徴収する場合	114,300円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,000円
	入場料を徴収する場合	27,000円
講座室	入場料を徴収しない場合	15,900円
	入場料を徴収する場合	47,700円

### (2) 美術館施設利用料金

区 分		基準額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,100円
県民ギャラリー2		7,500円
県民ギャラリー3		7,500円
県民ギャラリースタジオ		8,200円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,000円
	入場料を徴収する場合	21,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,500円

	入場料を徴収する場合	22,500円
企画展示室 1	入場料を徴収しない場合	32,800円
	入場料を徴収する場合	98,400円
企画展示室 2	入場料を徴収しない場合	40,700円
	入場料を徴収する場合	122,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,100円
	入場料を徴収する場合	27,300円

### (3) その他施設利用料金

区 分		基準額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	3,400円
	入場料を徴収する場合	10,200円

## 2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
照明器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	1時間につき	3,000円以内で教育委員会規則で定める額



その他教育委員会規則 で定める附属設備	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会 規則で定める額
------------------------	-------------	----------------------------

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金の基準額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
  - (1) 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
  - (2) 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

平成18年 月 日提出

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

理 由

沖縄県立博物館・美術館を設置し、その管理を指定管理者に行わせるとともに、博物館・美術館協議会の設置、その委員の定数等を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立教育機関設置条例新旧対照表

改正案

現行

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、必要事項を定めるものとする。

(削る)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び博物館法（昭和28年法律第285号）第18条の規定に基づき、教育機関の設置について、別に定めるもののほか必要事項を定めるものとする。

(博物館)

第5条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するとともに、その収集、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うため、博物館を次のとおり設置する。

名称	位置
沖縄県立博物館	那覇市首里大中町1丁目1番地

(削る)

2 博物館は、博物館法第3条第1項各号に掲げる業務を行う。

(博物館協議会)

第6条 博物館に、博物館協議会を置く。

2 博物館協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、博物館協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(埋蔵文化財センター)

第5条 略

(青年の家)

第6条 略

(少年自然の家)

第7条 略

(職員)

第8条 第2条、第3条及び第5条から前条までの教育機関に事務職員その他の所要の職員を置く。

(埋蔵文化財センター)

第6条の2 略

(青年の家)

第7条 略

(少年自然の家)

第7条の2 略

(職員)

第8条 第2条、第3条、第5条及び第6条の2から前条までの教育機関に事務職員その他の所要の職員を置く。

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

沖縄県立教育機関使用料徴収条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の徴収) 第2条 教育委員会は、教育機関の施設を利用する者から、別表に定める額の使用料を徴収する。 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>別表</p>	<p>(使用料の徴収) 第2条 教育委員会は、教育機関の施設を利用する者から、別表第1又は別表第2に定める額の使用料を徴収する。 2 教育委員会は、博物館において、特別に展示する資料を鑑覧させる場合には、前項の規定にかかわらず、500円を超えない範囲内でその都度入館料を定め、徴収することができる。</p> <p>別表第1</p> <p>別表第2</p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四条の法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

- 一 美術、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用

を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

- 九 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

- 第四条 博物館に、館長を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

第二章 登録

（登録）

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるとする。

第三章 公立博物館

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（所管）

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。